



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例……………(税 務 課)…… 5
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………(保 険 医 療 課)…… 8
- 大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………(“ ”)…… 9
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………(“ ”)…… 9

規則

- 「食」の自立支援事業実施規則の一部を改正する規則……………(地域包括支援課)…… 9
- 大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則……………(保 育 課)……10
- 大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市立病院医事課)……14

訓令

- 大和高田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱の一部を改正する訓令……………(保 育 課)……15
- 大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱等の一部を改正する訓令……………(企 画 法 制 課)……15

告示

- 大和高田市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱……………(地域包括支援課)……16
- 大和高田市大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付要綱……………(建 築 住 宅 課)……17
- 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………(人 事 課)……28
- 大和高田市社会福祉法人指導監査実施要綱の一部を改正する告示……………(保 育 課)……29
- 引取りのない自転車等の処分……………(生 活 安 全 課)……30
- 職権による消除……………(市 民 課)……30
- 違反広告物の保管……………(都 市 計 画 課)……30
- 職権による消除……………(市 民 課)……31
- 職権による消除……………(“ ”)……31
- 平成27年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算等の専決処分要領の公表……………(財 政 課)……31
- 放置自転車等の移動・保管……………(生 活 安 全 課)……33

公告

- 小学校校内LAN配線調査・設計に関する条件付き一般競争入札公告・(契 約 監 理 室)……34
- 中学校校内LAN配線調査・設計に関する条件付き一般競争入札公告・(“ ”)……36
- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産 業 振 興 課)……39
- 大和高田市インターネット市有財産売却の一般競争入札公告……………(財 産 管 理 課)……39
- 高6枝蔵之宮町・南陽町地内管渠工事(2)・給配水管移設工事(G02)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告……………(契 約 監 理 室)……41

- 高3枝市場地内管渠工事(5)・給配水管移設工事(G05)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告……………(契約監理室)……44
- 敷枝築山・有井地内管渠工事(3)・給配水管移設工事(G03)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告……………(〃)……47
- 高5枝栄町・東中2丁目地内管渠工事(4)・給配水管移設工事(G04)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告……………(〃)……49
- 公共下水道事業に伴う測量(1)……………(〃)……52
- 公共下水道事業に伴う測量(2)……………(〃)……54
- 公共下水道事業に伴う測量(3)……………(〃)……57
- 公共下水道事業に伴う測量(4)……………(〃)……59
- 公共下水道事業に伴う測量(5)……………(〃)……62
- 公共下水道事業に伴う測量(6)……………(〃)……64
- 浮孔小学校コンピューター室改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……67
- 陵西小学校便所改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……69
- 磐園小学校運動場防球ネット設置工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……72
- 高田西中学校空調機器改修工事に関する条件付き一般競争入札公告…(〃)……74

教育委員会

- 大和高田市就学指導委員会規則の一部を改正する規則……………(教育総務課)……77
- 大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱…(〃)……77
- 大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………(〃)……78
- 児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示…(〃)……80
- 大和高田市教育委員会6月定例委員会の招集……………(〃)……80

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会)……81
- 選挙管理委員会の招集……………(〃)……81
- 選挙人名簿登録者及び在外選挙人名簿登録者の書面の縦覧場所……………(〃)……81
- 選挙権を有するものの総数……………(〃)……82

農業委員会

- 農業委員会6月定例委員会の招集……………(農業委員会)……82

公平委員会

- 大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(公平委員会)……82

公営企業

- 水道庁舎耐震改修及び大規模改修設計業委託に関する条件付き一般競争入札公告……………(水道総務課)……83
- 測量業務委託(有井外)に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……85

公布された条例のあらまし

◇大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

第1条 大和高田市税賦課徴収条例の一部改正

- ① 法人住民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とすることとします。（第15条関係）
- ② 個人住民税における住宅ローン減税制度の適用期限が、平成29年12月31日までの入居分から平成31年6月30日までの入居分まで1年半延長されることに伴い、適用期限を延長します。（附則第7条の3の2関係）
- ③ 個人住民税に係る「ふるさと納税」について、確定申告不要な給与所得者等が「ふるさと納税」を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで控除を受けられる特例を創設します。（附則第9条及び附則9条の2関係）
- ④ 地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み（通称：わがまち特例）が導入され、固定資産税の減額特例措置について地方自治体が減額の割合を地方税法で定める上限及び下限の範囲内において決定できるようになったことに伴い、当該減額の特例措置に係る割合を条例で規定します。なお、今回条例において規定する減額の特例措置に係る割合は、改正前の地方税法に規定されている割合とします。（附則第10条の2関係）

特例対象	改正前	改正後	条例
新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅	2/3	わがまち特例を導入 2/3を参酌して1/2以上5/6 以下で市町村の条例で定める割合	2/3

- ⑤ 固定資産税及び都市計画税（土地）の負担調整措置について、現行の仕組みを3年間（平成27年度から平成29年度まで）継続します。（附則第11条から第13条まで、第13条の3、第15条、第19条から第23条まで及び第25条関係）
- ⑥ 一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）の規定を新設します。平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、平成28年度分のみ軽自動車税のグリーン化特例（軽課）を講じます。（附則第16条関係）
 - ア 電気自動車及び天然ガス自動車
 - イ 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能のよいものについて、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能のよいもの
 - ウ 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準値を満たすものについて、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能のよいもの

区 分			税 率	
			現 行	軽課後
三 輪			3,900 円	3,000 円
四輪以上	乗 用	営業用	6,900 円	5,200 円
		自家用	10,800 円	8,100 円
	貨 物	営業用	3,800 円	2,900 円
		自家用	5,000 円	3,800 円

⑦ その他所要の規定の整備を行います。

第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正

平成27年度分以後の年度分について適用することとされている原動機付自転車、2輪の軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に係る税率について、適用開始を1年間延期し、平成28年度分以後の年度分について適用することとします。（附則第1条関係）

3 施行期日

平成27年4月1日

公布の日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、5割軽減及び2割軽減の対象者の拡大を図るため、保険税軽減基準額の引上げを行うものです。

2 改正の内容

5割軽減及び2割軽減の対象者の拡大を図るため、保険税軽減基準額の引上げを行います。（第21条関係）

3 施行期日

平成27年4月1日

◇大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、引用規定の条ずれが生じたため所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

引用規定の整備を行います。（第8条関係）

3 施行期日

平成27年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例に「利子所得」及び「雑所得」を加える改正規定の施行期日を1年繰り上げる改正を行うものです。

2 改正の内容

「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める改正について、施行期日を1年繰り上げ、平成28年1月1日施行とします。

3 施行期日

公布の日

条 例**条例第17号**

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(大和高田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に、「金額」を「額」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第40条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第41条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第53条の3及び第53条の6中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第128条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第23条の2第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第27条第3項の規定による申告書の提出（第28条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第

1 1項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第23条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第7項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同条に次の1項を加える。

8 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）、第13条（見出しを含む。）及び第13条の3中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第76条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第76条第2号ア	3,900円	2,000円
----------	--------	--------

	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第76条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第19条の前の見出し及び同条から第22条までの規定中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第23条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第25条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第26条中「これらの規定」を「同条」に改める。

附則第28条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項若しくは第35項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項若しくは第37項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

（大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第76条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第76条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第2号中「第76条の改正規定」を「第76条第2号アの改正規定（「3,600円」

に係る部分を除く。）」に、「附則第3条」を「附則第3条第1項」に改め、同条第3号中「第42条第1項及び」の次に「第76条第1号の改正規定、同条第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及びイの改正規定並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第4条」を「附則第3条第2項、第4条」に改める。

附則第3条中「第76条」を「第76条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 新条例第76条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第5条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第1条第2号及び第3号並びに第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

- 3 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

条例第18号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「24万5千円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第19号

大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険条例（昭和36年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条例第20号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年5月12日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）については、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規則第17号

「食」の自立支援事業実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

「食」の自立支援事業実施規則の一部を改正する規則

「食」の自立支援事業実施規則（平成16年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「400円」を「420円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規則第2号の2

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則を次のように定める。

平成27年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例（平成27年条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 条例第2条第1項に規定する市町村が定める額のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号又は第29条第3項第2号に基づくものは、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、別表第1及び別表第2に定める額とする。

2 条例第2条第2項に規定する額については、前項の規定を準用する。

(特例施設型給付の利用者負担額)

第3条 条例第2条第1項に規定する市町村が定める額のうち、法第28条第2項各号に基づくものについては、前条第1項の規定を準用する。

(特例地域型保育給付の利用者負担額)

第4条 条例第2条第1項に規定する市町村が定める額のうち、法第30条第2項各号に基づくものについては、第2条第1項の規定を準用する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額)

2 条例附則第2項に規定する利用者負担額については、第2条第1項の規定を準用する。

別表第1（第2条関係）

法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表

1 公立幼稚園又は公立認定こども園

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
階層区分	定義	
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）均等割非課税世帯	0円

2	市町村民税所得割非課税世帯	3,000円
3	市町村民税所得割の課税世帯	6,300円

備考

- 1 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 2 この表において、4月から8月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の市町村民税の額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の市町村民税の額を基に決定するものとする。
- 3 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4 生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び（1）から（5）までのいずれかに該当する子どもがいる場合の利用者負担額は、これらの者のうち最年長のもの（4において「第1子」という。）が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（4において「第2子」という。）が支給認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。
 - （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども
 - （2） 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども
 - （3） 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
 - （4） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
 - （5） 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども
- 5 小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の証明をすることができない場合は、当該世帯については第3階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

2 私立幼稚園又は私立認定こども園

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義		
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
2	市町村民税均等割非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯	3,000円	
3	第2階層を除き、市町村民税	48,600円未満	12,000円
4	の所得割課税額の区分が次	48,600円以上 97,000円未満	16,000円

5	の区分に該当する世帯	97,000円以上 211,201円未満	20,000円
6		211,201円以上	22,000円

備考

- 1 この表における所得割の額の計算については、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 2 この表において、4月から8月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の市町村民税の額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の市町村民税の額を基に決定するものとする。
- 3 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4 生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び(1)から(5)までのいずれかに該当する子どもがいる場合の利用者負担額は、これらの者のうち最年長のもの(4において「第1子」という。)が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者(4において「第2子」という。)が支給認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども(第1子及び第2子以外の者をいう。)については0円とする。
 - (1) 学校教育法第1条に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども
 - (2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども
 - (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
 - (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
 - (5) 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども
- 5 小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の証明をすることができない場合は、当該世帯については第6階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

別表第2(第2条関係)

法第19条第1項第2号又は第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表

各月初日の小学校就学前子どもの 属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）							
階層 区分	定義		0歳児		1歳児・2歳児		3歳児		4歳児以上	
			保育標準 時間認定 円	保育短 時間認定 円	保育標準 時間認定 円	保育短 時間認定 円	保育標準 時間認定 円	保育短 時間認定 円	保育標準 時間認定 円	保育短 時間認定 円
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税均等割 非課税世帯	ひとり 親世帯 等	0	0	0	0	0	0	0	0
		ひとり 親世帯 等以外 の世帯	7,500	7,400	7,500	7,400	5,000	4,900	5,000	4,900
3	第2階層を 除き、市町 村民税の 所得割の 額が次の 区分に該 当する世 帯	48,600 円未満 ひとり 親世帯 等	15,300	15,000	15,300	15,000	12,800	12,600	12,800	12,600
		ひとり 親世帯 等以外 の世帯	16,300	16,000	16,300	16,000	13,800	13,600	13,800	13,600
4	市町村民税 の所得割 の額が次 の区分に 該当する 世帯	48,600円以上 97,000円未満	25,200	24,800	25,200	24,800	22,600	22,200	22,600	22,200
97,000円以上 169,000円未満		37,300	36,700	37,300	36,700	29,000	28,500	23,600	23,200	
169,000円以上 301,000円未満		51,200	50,300	51,200	50,300	29,000	28,500	23,600	23,200	
301,000円以上 397,000円未満		59,200	58,200	59,200	58,200	29,000	28,500	23,600	23,200	
397,000円以上		66,500	65,400	60,900	59,900	29,000	28,500	23,600	23,200	

備考

- この表における子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとする。
- この表における所得割の額の計算については、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。
- この表において、4月から8月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の市町村民税の額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の市町村民税の額を基に決定するものとする。
- 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- この表において「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- この表において「保育短時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。

- 7 この表において「ひとり親世帯等」とは、(1)から(7)までのいずれかに該当する世帯をいう。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に子どもを扶養しているものの世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
 - (7) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 8 生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び(1)から(4)までのいずれかに該当する子どもがいる場合の利用者負担額は、これらの者のうち最年長のもの（8において「第1子」という。）が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（8において「第2子」という。）が支給認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。
- (1) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども
 - (2) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
 - (3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
 - (4) 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども
- 9 小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の証明をすることができない場合は、当該世帯については第8階層にあるものとみなしてこの表を

規則第10号

大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則（平成17年規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の部人間ドック検診料の款脳検診の項中「35,000円」を「27,778円」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

訓 令

訓令第3号

大和高田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱の一部を改正する訓令

大和高田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱（平成25年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

児童福祉課	児童福祉関連法人（保育所関連法人を除く。）
保育課	保育所関連法人

」を

「

児童福祉課	児童福祉関連法人（保育所関連法人及び幼保連携型認定こども園関連法人を除く。）
保育課	保育所関連法人 幼保連携型認定こども園関連法人

」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

訓令第4号

大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱等の一部を改正する訓令

（大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱の一部改正）

第1条 大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱（平成19年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、環境建設部理事」を削る。

（大和高田市庁舎整備庁内検討委員会設置要綱の一部改正）

第2条 大和高田市庁舎整備庁内検討委員会設置要綱（平成25年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

（大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置要綱の一部改正）

第3条 大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置要綱（平成21年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

告示第7号

大和高田市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱を次のように定める。

平成27年1月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 医療と介護の両方を必要とする状態にある高齢者が、住み慣れた自宅及び地域で、できる限り在宅療養を続けられるように在宅医療及び介護サービスを一体的に提供するため、多職種連携の下、在宅サービスの提供及び情報共有を行う体制づくりを推進するため、大和高田市在宅医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 在宅医療・介護連携を促進するための課題の抽出及び解決策の検討を行うこと。
- （2） 在宅医療・介護連携の支援体制の構築に関すること。
- （3） 医療と介護の多職種連携を効果的に推進すること。
- （4） 在宅医療・介護連携推進の地域住民への普及啓発活動に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、在宅医療・介護及び地域包括ケアシステムの推進に関し必要なこと。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- （1） 一般社団法人大和高田市医師会に属する者
- （2） 大和高田市歯科医師会に属する者
- （3） 大和高田市薬剤師会に属する者
- （4） 市内の病院の地域医療連携室担当者
- （5） 市内の訪問看護ステーション又は訪問リハビリステーションに属する者
- （6） 市内の居宅介護支援事業所に属する主任介護支援専門員
- （7） 市が委託する在宅介護支援センターの職員
- （8） 市内の介護保険サービス事業者（第5号又は第6号に掲げる者を除く。）
- （9） 関係行政機関に属する者
- （10） 市の職員
- （11） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 協議会に会長及び副会長を置く。

4 会長は、委員の互選により選出する。

5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

6 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者又は専門的な知識を有する者を出席させ、意見を徴し、又は必要な資料を提出させることができる。

（ワーキング部会）

第6条 協議会は、第2条に規定する所掌事務の詳細を検討するため、必要に応じてワーキング部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会員は、委員から推薦された者又は所掌事務についての知識若しくは経験を有する者のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会員の互選により選出する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者を出席させることができる。
- 6 部会長は、部会の会議の内容を協議会に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 協議会及び部会の庶務は、保健部地域包括支援課において処理する。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第46号

大和高田市大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、大規模地震の発生に備え、大規模建築物等の所有者が行う耐震診断に対し、予算の範囲内において大和高田市大規模建築物等耐震診断支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 大規模建築物等 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物及び要緊急安全確認大規模建築物として位置付けられることが確実な建築物をいう。
- （2） 耐震診断 法附則第3条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項の規定に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価し、第三者機関（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体が耐震診断の結果に関する判定を行うために設置した機関で、その構成員の半分以上が外部の学識経験を有する者又は実務経験を有する者であるものをいう。）の評定を受けたものをいう。
- （3） 耐震診断事業 補助対象建築物の耐震診断を行う事業をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する大規模建築物等で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。
- （2） 建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していない建築物であること（耐震関係規定（法第5条第3項第1号に規定する耐震関係規定をいう。）以外の建築基準法令の違反がある場合は、違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む。）。
- （3） この告示に基づく補助金のほかに、国、地方公共団体その他公的機関から耐震改修等に関する同種類補助金（耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成25年5月29日国住市第53号国土交通省住宅局長通知）に基づく補助金を除く。）を受けていない建築物であること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象建築物の所有者又は所有者の同意を得た者とする。ただし、次に該当する団体及び個人は、この告示に基づく補助対象者としなない。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う耐震診断事業とする。ただし、平成28年3月31日までに完了する事業に限る。

（補助対象経費、補助限度額及び補助率）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助限度額及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

（補助金額）

第7条 補助金額は、補助対象経費の額又は別表の規定により算出した補助限度額のいずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けて補助対象事業を実施しようとするときは、大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（所管行政庁の確認を受けたもの）の写し
- （3） 見積書の写し（事業費の積算内訳が分かる書類）
- （4） 建物の登記事項証明書（補助対象建築物の所有権及び建築年月日を確認できる書類）
- （5） 建物配置図及び補助対象建築物の各階平面図
- （6） 付近見取り図及び建物外観写真（補助対象建築物が分かるもの）
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたとき

は大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、適当でないと認めるときは大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付却下通知書(様式第4号)により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業の適正な執行のために必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に当たって条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から14日以内に、大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付申請取下げ届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(着手届)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に着手したときは、補助事業の着手の日から起算して10日以内に大規模建築物等耐震診断支援事業補助事業着手届(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 耐震診断に係る契約書の写し
- (2) 工程表
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(変更承認等)

第12条 補助事業者は、補助事業について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ大規模建築物等耐震診断支援事業補助事業変更等承認申請書(様式第7号)に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等の可否を決定し、大規模建築物等耐震診断支援事業変更等承認(不承認)通知書(様式第8号)により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、大規模建築物等耐震診断支援事業完了実績報告書(様式第9号)に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第10号)
- (2) 耐震診断結果報告書(様式第11号)
- (3) 耐震診断書の写し
- (4) 第三者機関による評定書(又はその写し)
- (5) 耐震診断に係る契約書の写し
- (6) 請求書又は領収書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、大規模建築物等耐震診断支援事業補助金額確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、第13条の規定による報告があった場合において、その成果が補助金の交付

決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置を執るよう命ずることができる。

（補助金の交付請求及び交付）

第16条 補助事業者は、第14条の規定による補助金額の確定通知を受けたときは、大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付請求書（様式第13号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 詐欺その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 第4条各号に掲げる者に該当することが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この告示に基づく市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

（調査等）

第19条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（整備保管）

第20条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象 事業名	耐震診断事業
補助対象 経費	補助対象者が行う補助対象建築物の耐震診断に要する経費 (耐震診断に対する第三者機関による判定手数料を含む。)

補助 限度額	1 床面積1,000平方メートル以内の部分は、床面積1平方メートル当たり2,060円 2 床面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は、床面積1平方メートル当たり1,540円 3 床面積2,000平方メートルを超える部分は、床面積1平方メートル当たり1,030円
補助率	6分の5

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地
申請者 名称
代表者（職・氏名） 印
電話番号

大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付申請書

大和高田市大規模建築物等耐震診断支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 建築物の名称
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 補助対象経費 円
- 4 事業完了予定年月日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（所管行政庁の確認を受けたもの）の写し
 - (3) 見積書の写し（事業費の積算内訳が分かる書類）
 - (4) 建物の登記事項証明書（補助対象建築物の所有権及び建築年月日を確認できる書類）
 - (5) 建物配置図及び補助対象建築物の各階平面図
 - (6) 付近見取図及び建物外観写真（補助対象建築物が分かるもの）
 - (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

事業計画書

- 1 補助対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有者又は共有の場合は代表者）

所有者名	
------	--

※所有者が2人以上いる場合は、所有者リスト（任意様式）を提出してください。

- 2 補助対象建築物の概要

名 称			
地名地番	大和高田市		
主要用途			
構造・階数	造	地上 階	地下 階
用途別 延べ床面積	m ²	m ²	m ²
建築年月日	年 月頃着工		

3 耐震診断事業に要する経費

項 目	金 額 欄	備 考
①補助対象経費	円	
②補助限度額	円	
③交付申請額	000円	

※金額欄については、裏面の交付申請額算出表で算出した額を記載してください。

4 事業予定期間

着手(契約)	年 月 日 頃
完了	年 月 日 頃

5 耐震診断を実施する者

診 断 者	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
資 格	()建築士 ()登録 第 号		
	事務所名()		
	()知事登録 第 号		
	登録資格者講習会名	講習会終了番号	
		No.	
		No.	
		No.	

※対象建築物の構造に応じた修了番号を記入してください。

6 評定を行う第三者機関（耐震判定員会等の第三者機関）

名 称	
所 在 地	

交付申請額算出表

項 目	算 出 額 等	算 出 根 拠 等
①補助対象経費	円	見積額、設計金額等の実績を記載する。
②補助限度額	円	206万円に次の額の合計額を加算して算出する。 ・延べ床面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ ・延べ床面積が2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡
補助率	5/6	
③交付申請額	000円	①、②にそれぞれ補助率を乗じた額のいずれか少ない方(千円未満は切捨て)の額を記載する。

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大和高田市大規模建築物等耐震診断支援事業補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 建築物の名称

2 交付の条件

- (1) この補助金は、この通知により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。
- (2) 大和高田市大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった大和高田市大規模建築物等耐震診断支援事業補助金の交付について、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

1 建築物の名称

2 却下の理由

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地
申請者 名 称
代表者(職・氏名) 印
電話番号

大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付申請書による交付申請について、下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

記

1 建築物の名称

2 取下げの理由

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地
申請者 名 称
代表者(職・氏名) 印
電話番号

大規模建築物等耐震診断支援事業補助事業着手届

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた大和高田市大規模建築物等耐震診断支援事業補助金について、当該事業に着手したので下記のとおり届け出ます。

記

1 建築物の名称

- 2 契約年月日 年 月 日
- 3 着手年月日 年 月 日
- 4 完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 耐震診断に係る契約書の写し
- (2) 工程表
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地
申請者 名 称
代表者(職・氏名) 印
電話番号

大規模建築物等耐震診断支援事業補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた大和高田市大規模建築物等耐震診断支援事業補助金について、下記のとおり当該補助事業内容の変更・中止・廃止をしたいので変更等の承認を申請します。

記

- 1 建築物の名称
- 2 変更等の内容
- 3 変更等の理由
- 4 添付書類
 - (1) 補助金交付申請書(様式第1号)の添付書類(変更等に係るものに限る。)
 - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大規模建築物等耐震診断支援事業変更等承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった大規模建築物等耐震診断支援事業変更等承認申請書による変更等について、承認(不承認)しましたので通知します。

様式第9号(第13条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地
申請者 名 称
代表者(職・氏名) 印
電話番号

大規模建築物等耐震診断支援事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた大和高田市大規模建築物等耐震診断支援事業補助金について、当該補助事業が完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 建築物の名称
- 2 実績額 金 円
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 事業実施報告書(様式第10号)
 - (2) 耐震診断結果報告書(様式第11号)
 - (3) 耐震診断書の写し
 - (4) 第三者機関による評定書(又はその写し)
 - (5) 耐震診断に係る契約書の写し
 - (6) 請求書又は領収書の写し
 - (7) その他市長が必要と認める書類

様式第10号(第13条関係)

事業実施報告書

- 1 補助対象建築物の所有者(法人の場合は会社名等、区分所有者又は共有の場合は代表者)

所有者名	
------	--

※所有者が2人以上いる場合は、所有者リスト(任意様式)を提出してください。

- 2 補助対象建築物の概要

名 称			
地名地番	大和高田市		
主要用途			
構造・階数	造 地上 階 地下 階		
用途別			
延べ床面積	m ²	m ²	m ²
建築年月日	年 月頃着工		

- 3 耐震診断事業に要する経費

項 目	金 額 欄	備 考
①補助対象経費	円	
②補助限度額	円	
③交付申請額	000円	

※金額欄については、裏面の交付申請額算出表で算出した額を記載してください。

- 4 事業実施期間

着手(契約)	年 月 日
完了	年 月 日

- 5 評定を行った第三者機関(耐震判定員会等の第三者機関)

名 称	
所 在 地	

交付申請額算出表

項 目	算 出 額 等	算 出 根 拠 等
①補助対象経費	円	耐震診断に要した実費用額を記載する。

②補助限度額		206万円に次の額の合計額を加算して算出する。 ・延べ床面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ ・延べ床面積が2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡
補助率	5/6	
③交付申請額	000円	①、②にそれぞれ補助率を乗じた額のいずれか少ない方(千円未満は切捨て)の額を記載する。

様式第11号（第13条関係）

耐震診断結果報告書

1 補助対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有者又は共有の場合は代表者）

所有者名	
------	--

※所有者が2人以上いる場合は、所有者リスト（任意様式）を提出してください。

2 補助対象建築物の概要

名称			
地名地番	大和高田市		
主要用途			
構造・階数	造 地上 階 地下 階		
用途別 延べ床面積	㎡	㎡	㎡
建築年月日	年 月頃着工		

3 耐震診断者の概要

診断者	氏名		
	住所		
	電話番号		
資格	()建築士 ()登録 第 号		
	事務所名()		
	()知事登録 第 号		
登録資格者講習会名		講習会終了番号	
		No.	
		No.	
		No.	

※対象建築物の構造に応じた修了番号を記入してください。

診断年月日	年 月 日
-------	-------

4 評定を行った第三者機関（耐震判定委員会等の第三者機関）

名称	
所在地	

5 耐震診断の方針（準拠基準、建物の構造的特徴、計算方針、解析上のモデル化等についての概要を記載）

--

6 耐震診断結果の概要（耐震性の判定の概要を記載）

様式第12号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

大規模建築物等耐震診断支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した大和高田市大規模建築物等耐震診断支援事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 建築物の名称

2 補助金確定額 金 円

様式第13号(第16条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地

申請者 名称

代表者(職・氏名)

印

電話番号

大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた大和高田市大規模建築物等耐震診断支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

建 築 物 の 名 称	
補 助 金 交 付 請 求 額	円

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く。)	支 店 名	分類	口 座 番 号	口座名義(フリガナ)
1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 農協 5. 漁協 6. 信魚連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通		
	支店コード	2 当座		

ゆうちょ銀行	記号	番号	口座名義(フリガナ)

※請求者と口座名義人が異なる場合には、下記の委任状にご記入ください。

委 任 状

表面請求金額の受領については、口座名義人である〔 〕に委任します。

大和高田市長 殿

申請者 名称
代表者（職・氏名） 印
電話番号

様式第14号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大規模建築物等耐震診断支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した大和高田市大規模建築物等耐震診断支援事業補助金について、下記のとおり取消しましたので通知します。

記

- 1 建築物の名称
- 2 取消の理由

告示第46号の2

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

（大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正）

第1条 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年告示第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中第19号を第20号とし、第3号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 保育教諭

第7条第4項第4号中「こども園」を「幼保連携型認定こども園」に改める。

別表第1中

「

保育士	160,000円	—	980円
-----	----------	---	------

」を

「

保育士	180,000円	—	1,100円
保育教諭	180,000円	—	1,100円

」に、

「

保育所給食調理員	—	6,600円	830円
----------	---	--------	------

」を

「

保育所給食調理員	—	6,800円	870円
----------	---	--------	------

」に、

「

ケースワーカー	160,050円	—	1,000円
---------	----------	---	--------

」を

「

ケースワーカー	159,700円	—	1,000円
---------	----------	---	--------

」に改める。

別表第2中「0.975」を「1.00」に、「1.125」を「1.15」に改め、「保育士」の次に「、保育教諭」を加える。

（大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正）

第2条 大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年告示第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「0.975」を「1.00」に、「1.125」を「1.15」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

告示第47号の2

大和高田市社会福祉法人指導監査実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市社会福祉法人指導監査実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年告示第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

児童福祉課	児童福祉関連法人（保育所関連法人を除く。）
保育課	保育所関連法人

」を

「

児童福祉課	児童福祉関連法人（保育所関連法人及び幼保連携型認定こども園関連法人を除く。）
保育課	保育所関連法人 幼保連携型認定こども園関連法人

」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

告示第66号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成27年5月15日

大和高田市長 吉田誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成27年9月3日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成27年2月1日から平成27年2月28日までの間

告示第67号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成27年5月19日

大和高田市長 吉田誠克

記

- 1. 職権消除日 平成27年5月19日
- 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第68号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成27年5月21日

大和高田市長 吉田誠克

- 1. 引取期間 公示の日から2週間(屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間)
- 2. 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
- 3. 引取時間 午前9時から午後5時(土日祝日を除く。)
- 4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課
TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	(株)エフエムホーム	はり札	8	市内	H27/5/15	H27/5/15	市役所西駐車場

2	民商	はり札	1	市内	H27/5/15	H27/5/15	市役所西駐 車場
3	日本共産党	はり札	1	市内	H27/5/15	H27/5/15	市役所西駐 車場
4	幸福実現党	はり札	2	市内	H27/5/15	H27/5/15	市役所西駐 車場
5	(不動産)	はり札	1	市内	H27/5/15	H27/5/15	市役所西駐 車場
6	東武建設	はり札	5	市内	H27/5/15	H27/5/15	市役所西駐 車場
7	朝日ホーム	はり札	2	市内	H27/5/15	H27/5/15	市役所西駐 車場
8	富士住宅販売	はり札	2	市内	H27/5/15	H27/5/15	市役所西駐 車場
9	関西ハウジング	はり札	2	市内	H27/5/15	H27/5/15	市役所西駐 車場
10	東武建設	立て看板	1	市内	H27/5/15	H27/5/15	市役所西駐 車場

告示第69号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成27年5月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成27年5月27日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第70号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成27年5月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成27年5月27日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成27年5月29日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成27年5月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成27年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）
 - 2 平成27年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 平成27年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）専決処分

平成27年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248,312千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273,212千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 諸収入		24,900	248,312	273,212
	2. 雑入	24,899	248,312	273,211
補正されなかった科目に係る額		0	0	0
歳入合計		24,900	248,312	273,212

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	248,312	248,312
	1. 繰上充用金	0	248,312	248,312
補正されなかった科目に係る額		24,900	0	24,900
歳出合計		24,900	248,312	273,212

「第3款 繰上充用金」を新設する。

平成27年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）専決処分

平成27年度大和高田市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317,449千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ360,449千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		42,998	317,449	360,447
	1. 使用料	42,998	317,449	360,447
補正されなかった科目に係る額		2	0	2
歳入合計		43,000	317,449	360,449

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	317,449	317,449
	1. 繰上充用金	0	317,449	317,449
補正されなかった科目に係る額		43,000	0	43,000
歳出合計		43,000	317,449	360,449

告示第72号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年6月1日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成27年5月8日	道路	大和高田市大字築山地区	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示の日から60日間。ただし祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時。ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公告

公告第39号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	小学校校内LAN配線調査・設計
2 業務対象場所	大和高田市 旭北町外7 地内
3 業務期間	契約締結の日から平成27年7月17日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年5月11日(月)から平成27年5月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所</p>

	大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成27年5月19日(火) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の配布等	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布等の期間 平成27年5月11日(月)から平成27年5月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣) (4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成27年5月19日(火)から平成27年5月22日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成27年5月25日(月)午後5時まで
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成27年5月28日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札

	参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年5月29日（金）午前10時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	2,290,000円（消費税抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第40号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	中学校校内LAN配線調査・設計
2 業務対象場所	大和高田市 大中外2 地内
3 業務期間	契約締結の日から平成27年7月17日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること

	<p>と。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年5月11日(月)から平成27年5月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年5月19日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成27年5月11日(月)から平成27年5月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間</p>

答	<p>平成27年5月19日(火)から平成27年5月22日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年5月25日(月)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年5月28日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年5月29日(金)午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限価格	<p>900,000円(消費税抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開</p>

札を中止します。
 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。
 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第41号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成27年5月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第42号

大和高田市インターネット市有財産売却の公告について

市有財産（自動車）の売却について、次のとおり大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第2条第4号に規定する財産売却システムにより一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成27年5月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1 一般競争入札に付する物件

以下の物件を入札に付し、売り払う。

（自動車）

物件番号	財産名称	車台番号	予定価格	入札保証金
H27-1 -1	ポンプ付自動車(日産サファリ)	FGY60-0 01154	100,000円	10,000円

備考1. 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）とは、あらかじめ市が定めた最低売払価格をいう。

備考2. 走行距離は、下見会等により増加することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 大和高田市の職員でないこと。
- (4) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (5) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。
- (6) 市が定める大和高田市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びヤフオク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (7) 市有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (8) 20歳以上の者であること。
- (9) 「3 入札参加申込みの方法」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

3 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、平成27年5月29日（金）午後1時から平成27年6月17日（水）

午後2時までに、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」という。)により参加の仮申込みの手続を行うとともに、クレジットカードにより市が定めた入札保証金を納付すること。

(2) 入札参加希望者は、上記(1)の仮申込手続を完了した後、平成27年6月17日(水)午後5時までに(土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。)所定の申込書等により大和高田市役所財産管理課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。(郵送の場合は、平成27年6月17日(水)までの消印を有効とする。)

(3) 期限までに申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所財産管理課 電話0745-22-1101

(2) 期間 平成27年5月29日(金)午後1時から平成27年6月17日(水)午後2時まで

5 下見会

下見会希望者は、下記下見会の各前日までに下記連絡先へメールにて連絡すること。

(1) 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所

(2) 日時 [第1回] 平成27年6月5日(金)午後1時から午後4時まで

[第2回] 平成27年6月9日(火)午後1時から午後4時まで

[第3回] 平成27年6月12日(金)午後1時から午後4時まで

(3) 連絡先 大和高田市役所財産管理課

(E-mail: nakagawa2073@city.yamatotakada.nara.jp)

※車体等の傷及び積載品の確認については、上記下見会の時に行うものとする。なお、下見会で入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。

6 一般競争入札の場所及び期間

(1) 場所 売却システム上

(2) 入札期間 平成27年7月1日(水)午後1時から平成27年7月8日(水)午後1時まで

(3) 開札 平成27年7月8日(水)午後1時

7 入札の方法

(1) 売却システム上で入札価格(消費税及び地方消費税を含む。)を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない

(2) 郵送又は持参による入札書の提出は、できない。

8 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に、契約保証金の全部に充当する。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。

(4) 入札保証金には、利息を付さない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

10 落札者の決定方法

入札期間終了後、市は、開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名（名称）とみなす。

1.1 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、平成27年7月17日（金）午後5時までに契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売却の決定を取り消す。この場合、市有財産売却の財産の所有権は、落札者に移転しない。また、納付された入札保証金は、返還しない。

(2) 契約書作成の要否

要す。

(3) 契約保証金

契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。

(4) 売払代金

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。

(5) 売払代金の残金の納入

落札者は、契約締結日から平成27年7月22日（水）午後2時30分までに、売払代金の残金を、一括にて甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

1.2 その他

(1) 契約、引渡しその他要する費用は、すべて落札者の負担とする。

(2) 落札者が売買代金を完納した時点で、所有権は、落札者に移転する。

(3) 物件の引渡しは、保管場所において行う。

(4) 本市の方で引渡しまでに一時抹消登録を行う。

(5) 引渡しの際、自走する場合は、仮ナンバーが必要となる。

(6) 落札者は、所有権の移転後、運輸支局等で一時抹消登録の所有者変更記録申請を直ちに行うこと。

(7) 当該公告文記載内容その他事項については、市ガイドラインに基づくものとする。

(8) 入札及び契約に関する事務を担当する部局

名称 大和高田市役所財産管理課

所在地 〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1

電話番号 0745-22-1101（内線216）

公告第43号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

1	工事名	高6枝蔵之宮町・南陽町地内管渠工事（2）・給配水管移設工事（G02）
2	工事場所	大和高田市 蔵之宮町・南陽町・甘田町 地内
3	工事期間	契約締結の日から平成28年2月29日（月）まで

4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成26年度大和高田市格付け等級が A であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 施工期間中は、土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者を専任で配置できること。(監理技術者は3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者として)</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (5)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年5月27日(水)から平成27年6月2日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月3日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間</p>

	<p>平成27年5月27日(水)から平成27年6月5日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年5月27日(水)から平成27年6月8日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月9日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月15日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年6月16日(火)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者と</p>

者の決定	し、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者を優先順位により5の(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	68,400,000円(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第44号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高3枝市場地内管渠工事(5)・給配水管移設工事(G05)
2 工事場所	大和高田市 市場 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年12月28日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成26年度大和高田市格付け等級が A であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 施工期間中は、土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者を専任で配置できること。(監理技術者は3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者とします。) (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (5)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しな

	<p>い者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年5月27日（水）から平成27年6月2日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月3日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成27年5月27日（水）から平成27年6月5日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年5月27日（水）から平成27年6月8日（月）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月9日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>

提出方法	<p>(1) 期限 平成27年6月15日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年6月16日（火）午前10時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
1 6 事後審査	<p>落札候補者を優先順位により5の（4）に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室</p>
1 7 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
1 8 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
1 9 最低制限基準比較価格	49,750,000円（消費税等抜き）
2 0 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
2 1 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 2 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p>

(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第45号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	敷枝築山・有井地内管渠工事（3）・給配水管移設工事（G03）
2 工事場所	大和高田市 築山・有井 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年12月28日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成26年度大和高田市格付け等級が A であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 施工期間中は、土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者を専任で配置できること。（監理技術者は3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者とする。）</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (5) に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年5月27日（水）から平成27年6月2日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月3日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成27年5月27日(水)から平成27年6月5日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年5月27日(水)から平成27年6月8日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月9日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月15日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時</p>

	平成27年6月16日（火）午前10時20分 （2）場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者を優先順位により5の（4）に係る確認審査を実施します。 （1）審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 （2）場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	47,240,000円（消費税等抜き）
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 （4）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第46号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月27日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高5枝栄町・東中2丁目地内管渠工事（4）・給配水管移設工事（G04）
2 工事場所	大和高田市 栄町・東中2丁目 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年12月28日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 （2）平成26年度大和高田市格付け等級が A であること。

	<p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 施工期間中は、土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者を専任で配置できること。(監理技術者は3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者としします。)</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (5)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとしします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年5月27日(水)から平成27年6月2日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月3日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成27年5月27日(水)から平成27年6月5日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年5月27日(水)から平成27年6月8日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月9日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月15日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年6月16日(火)午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者を優先順位により5の(4)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p>
17 落札者の	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。</p>

決定	
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	39,760,000円(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第47号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月29日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量(1)
2 業務場所	大和高田市 春日町1丁目外 地内
3 履行期間	契約締結日から平成27年8月31日まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームペ

	<p>ージに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月4日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月5日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月8日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書へ	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ</p>

の記載	るかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年6月12日(金) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,190,000円(消費税等抜き)
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第48号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量(2)
2 業務場所	大和高田市 礪野北町 地内
3 履行期間	契約締結日から平成27年8月31日まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとし、 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること

	<p>と。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月4日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>

9 入札説明書 (仕様書)につ いての質疑応 答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり 行います。(質問書の様式は、任意とします。) (1) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月5日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成27年6月8日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の 提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成27年6月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日 以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるもの とし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書へ の記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ るかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してくだ さい。
12 入札保証 金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第 9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金とし て徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札 参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日 時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年6月12日(金)午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧 に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無 効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請 を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定 前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の 決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもつ て入札を行った者とします。
16 契約保証 金	免除します。
17 最低制限 基準比較価 格	980,000円(消費税等抜き)

18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>
<p>公告第49号</p> <p>次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。</p> <p>平成27年5月29日</p> <p style="text-align: right;">大和高田市長 吉田 誠 克</p>	
1 業務名	公共下水道事業に伴う測量（3）
2 業務場所	大和高田市 曾大根1丁目 地内
3 履行期間	契約締結日から平成27年8月31日まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (4) に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月1日（月）から平成27年6月3日（水）まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p>

	<p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月4日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月5日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月8日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p>

時等	(1) 日時 平成27年6月12日（金）午前9時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,010,000円（消費税等抜き）
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第50号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量（4）
2 業務場所	大和高田市 東三倉堂町 地内
3 履行期間	契約締結日から平成27年8月31日まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当

	する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月4日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月5日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月8日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>

10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年6月12日(金) 午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定等	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>980,000円(消費税等抜き)</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第51号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月29日

大和高田市長 吉田 誠 克	
1 業務名	公共下水道事業に伴う測量(5)
2 業務場所	大和高田市 東中1丁目 地内
3 履行期間	契約締結日から平成27年8月31日まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとし、</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月4日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送しま</p>

	す。
8 入札説明書 (仕様書) の配布等	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書 (仕様書)につ いての質疑応 答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。) (1) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月5日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成27年6月8日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の 提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成27年6月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書へ の記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証 金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日 時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年6月12日(金)午前9時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無 効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札

	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものした入札
15 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,070,000円（消費税等抜き）
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第52号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量（6）
2 業務場所	大和高田市 築山 地内
3 履行期間	契約締結日から平成27年8月31日まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申

	<p>請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月4日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月5日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月8日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p>

	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年6月12日（金）午前9時50分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	1, 100, 000円（消費税等抜き）
1 8 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第53号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	浮孔小学校コンピューター室改修工事
2 工事場所	大和高田市 中三倉堂2丁目 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年8月31日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されて

	<p>いる者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 平成27年度大和高田市格付け等級がC又はD等級の者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月1日（月）から平成27年6月3日（水）まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月4日（木）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の配布	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年6月1日（月）から平成27年6月3日（水）まで。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>

9 入札説明書 (仕様書)につ いての質疑応 答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月5日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成27年6月8日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の 提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成27年6月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書へ の記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証 金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日 時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年6月12日(金)午前10時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無 効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の 決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証 金	免除します。
17 最低制限 基準比較価 格	4,160,000円(消費税等抜き)

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第54号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	陵西小学校便所改修工事
2 工事場所	大和高田市 池田 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年8月31日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 平成27年度大和高田市格付け等級がC又はD等級の者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間

	<p>平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月4日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月5日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月8日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金とし</p>

	て徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年6月12日（金）午前10時35分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	3,280,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

公告第55号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	磐園小学校運動場防球ネット設置工事
2 工事場所	大和高田市 有井 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年8月31日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 平成27年度大和高田市格付け等級がC又はD等級の者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

	<p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月4日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月5日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月8日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年6月12日(金)午前10時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>2,520,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>

20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によるものとします。</p>
--------	---

公告第56号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月29日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高田西中学校空調機器改修工事
2 工事場所	大和高田市 池田 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年8月31日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の電気工事又は、管工事（空調）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月1日（月）から平成27年6月3日（水）まで。</p> <p>(5) 受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月4日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月5日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月8日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年6月12日（金）午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>2,260,000円（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。</p>

教育委員会

教育委員会規則第7号

大和高田市就学指導委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月30日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

大和高田市就学指導委員会規則(昭和54年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2年」を「1年」に改める。

第7条第1項中「委員会に」を「委員会は」に改め、「置く」の次に「ことができる」を加え、同条第2項中「任期は1年と」を「又は任命」に改め、同条に次の1項を加える。

3 調査員の任期は、委嘱又は任命の日から当該調査の結果を委員会に報告した日までとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会訓令第1号

大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年5月7日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市立学校給食調理業務(浮孔小学校・浮孔幼稚園、陵西小学校・陵西幼稚園、片塩小学校・片塩幼稚園、菅原小学校・菅原幼稚園)を実施するに当たり、業務委託に係る受託者(以下「受託者」という。)の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 選定要領及び仕様書の審議並びに策定に関する事項
- (2) プロポーザルに参加させる事業者の指名に関する事項
- (3) 提案書及びヒアリングの内容の審査並びに評価に関する事項
- (4) 受託候補者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 校長会代表
- (3) 園長会代表
- (4) 小学校学校栄養職員
- (5) PTA代表 2名
- (6) 企画政策部長
- (7) 財務部長
- (8) 教育委員会事務局長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外のものを委員とすることができる。

3 委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、最初に招集される委員会の日から受託者の特定の日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為を

してはならない。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

（委任）

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成27年5月26日から施行する。

教育委員会告示第10号

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月30日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「0.975」を「1.00」に、「1.125」を「1.15」に改める。

別表中

「

給食調理員	—	5,810円	830円
社会教育指導員	149,800円	—	—
スクールアドバイザー	161,096円	—	—
小学校講師	大卒	186,368円	—
	短大卒	161,096円	—
中学校講師	—	—	2,500円
幼稚園講師	160,000円	8,000円	—
小中学校及び幼稚園の補助員	—	7,000円	900円
高等学校講師	196,872円	—	2,500円
高等学校クラブ活動指導員	—	—	2,000円
高等学校実習助手	168,688円	—	2,000円

」を

「

給食調理員	—	6,090円	870円
社会教育指導員	149,800円	—	—
スクールアドバイザー	163,384円	—	—
小学校講師	大卒	188,656円	—
	短大卒	163,384円	—
中学校講師	—	—	2,500円
幼稚園講師	180,000円	9,000円	—
小中学校及び幼稚園の補助員	—	7,000円	900円

高等学校講師	199,160円	—	2,500円
高等学校クラブ活動指導員	—	—	2,000円
高等学校実習助手	170,976円	—	2,000円

」に改

める。

様式第1号中

「

現住所	現住所(〒 —) 電話 ()
-----	-------------------------

」を

「

現住所	(〒 —) 電話 ()
-----	----------------------

」に改

める。

様式第2号中

「

通勤手当	支給 円 ・ 不支給
------	------------

」を

「

通勤手当	支給 ・ 不支給
------	----------

」に改

める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会告示第11号

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

第6条中「満60歳」を「満63歳」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会告示第14号

大和高田市教育委員会6月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成27年6月5日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

記

日時 平成27年6月9日(火)午後2時

場所 さざんかホール 4階 会議室

議案 第1号 第32回大和高田市スポーツ少年大会開催要項(案)について

第2号 平成27年度「青少年の非行・被害防止強調月間」大和高田市実施要項(案)につい

て

第3号 後援願いについて

第4号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第58号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年5月7日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 日時 平成27年5月13日(水)午前9時
2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消
について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第59号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年5月26日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 日時 平成27年6月2日(火)午前9時
2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階東会議室
3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消
について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第60号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、

平成27年6月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び經由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成27年5月26日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務局

大和高田市選挙管理委員会告示第61号

平成27年6月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年6月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

3分の1の数	18,905	人
6分の1の数	9,453	人
50分の1の数	1,135	人

農業委員会

農業委員会告示第5号

大和高田市農業委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

平成27年5月26日

大和高田市農業委員会

会長 松田榮義

記

日時 平成27年6月10日(水)午後3時

場所 市役所 3階 東会議室

議案

第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第18条第6項規定による通知の件

第3号 その他

公平委員会

公平委員会規則第1号

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市公平委員会

委員長 宮内嵩

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年公平委員会規則第1号)の一部を次のよう

に改正する。

別表市長の事務部局の項中「企画法制係長」を「企画法制グループ係長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「教育長」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の大和高田市管理職員等の範囲を定める規則別表の規定（「企画法制係長」を「企画法制グループ係長」に改める改正規定を除く。）は適用せず、この規則による改正前の大和高田市管理職員等の範囲を定める規則別表の規定（「企画法制係長」を「企画法制グループ係長」に改める改正規定を除く。）は、なおその効力を有する。

公営企業

水道事業公告第1号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月11日

（水道事業管理者）

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	水道庁舎耐震改修及び大規模改修設計業委託
2 業務対象場所	大和高田市 大東町 地内
3 業務期間	契約締結の日から平成27年11月30日（月）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p>

	<p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年5月11日(月)から平成27年5月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年5月19日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成27年5月11日(月)から平成27年5月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年5月19日(火)から平成27年5月22日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部 水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成27年5月25日(月)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年5月28日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日</p>

	<p>以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市上下水道部 水道総務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年5月29日(金) 午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1.4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限価格	3,410,000円(消費税抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

水道事業公告第2号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年5月29日

(水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	測量業務委託(有井外)
2 業務場所	大和高田市 有井外 地内
3 履行期間	契約締結日から平成27年8月31日まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月4日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月3日(水)まで。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月1日(月)から平成27年6月5日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月8日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年6月12日(金)午前10時</p>

	<p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,060,000円(消費税等抜き)
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>